

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月8日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第4号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「西京高等学校新学科企画推進室長」を「西京高等学校新学科企画推進室長及び塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室長」に、「副室長（西京高等学校新学科企画推進室副室長を除く。）」を「下京中学校教育企画推進室室長補佐 地域教育専門主事室副室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（人事委員会事務局調査課）